

鹿児島県棚田等保全活動(棚田基金事業)に関するガイドライン

平成13年5月策定

平成25年4月改正

第1 趣旨

農山村に広く分布する棚田地域等の農地や土地改良施設は、その立地条件を活かした特色ある農業生産の場としてのみならず、県土の保全や水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等、多面的機能を発揮し、下流域や周辺地域を含めた中山間地域における農業の展開及び地域の活性化を図る上から重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、今日では過疎化や高齢化の進行や混住化等により地域の活力が低下し、地域住民の間で良好に維持管理されてきた農地や土地改良施設の荒廃が進み、美しい農村景観を持つ棚田が急速に失われつつある。

そこで、棚田地域等の農地等の有するこれらの多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図ることを目的として、「鹿児島県中山間地域等保全対策基金」を設置し、その運用益(以下「予算」という。)により棚田地域等の農地等の保全・利活用に係わる活動(以下「棚田保全活動」という。)に対する参加促進や活動推進、活動支援の活動を鹿児島県(以下「県」という。)と協賛し実施する。

第2 活動の実施主体

本活動の実施主体は、県の棚田等保全地域の登録を受けた集落組織とする。

第3 活動の内容等

本活動の事業内容等は別表1に掲げるとおりとする。

第4 対象地域

棚田等保全活動の対象地域は、山腹・丘陵や台地地帯等で、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の1/2以上を占める地域で、以下の1項から3項に該当する地域とする。

なお、棚田等保全地域の登録に際しては、4項も考慮する。

- 1 「農業振興地域の整備に関する法律」第6条で定める農用地区域内に存在するか、または、近い将来農用地区域に編入される見込みがあること。
- 2 主傾斜1/20以上の農地がおおむね1ha以上を有する地域であること。
- 3 棚田等保全活動を行うことにより、集落の活性化が見込まれ、かつ継続的活動が期待できる地域であること。
- 4 以下の「多面的機能」のいずれかに優れていること。

(1) 県土の保全

地滑り危険地域に含まれる地域、或いは急傾斜地のため放棄されれば土砂崩壊が発生する危険が増大すると考えられる地域にあつて、これらの防止に大きな役割を果たしていること。

(2) 水資源の涵養

河川の上流域にあつて、水資源の涵養に大きな役割を果たしていること。

(3) 景観の保全

自然公園地域に含まれる地域、観光施設・都市農村交流施設等の近傍に位置する地域、あるいは幹線道路から眺望できる地域等にあつて、優れた景観を有していること。

(4) 生態系の保全

多様な動植物や貴重な動植物の生息空間としての役割を果たしていること。

(5) 伝統・文化の維持・保全

棚田等を含む地域が、石碑・石仏、地域独特の祭礼神事、開墾等につわる伝聞伝統的な農法・農業技術の伝承等、伝統・文化の維持・保全の役割を果たしていること。

(6) 保健休養の場の提供

都市住民等の訪問やイベント、農作業体験等を通じ、人々にやすらぎの場を提供していること。

(7) その他

その他の多面的機能が発揮されていると認められること。

第5 助成額及び助成期間等

本活動の助成額及び助成期間、助成経費は別表2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で助成する。

第6 事業採択手続き

1 棚田等保全活動協賛事業

(1) 事業採択申請(新規登録)

ア 県と協力して、棚田等保全活動を実施しようとする集落組織は、棚田等保全地域登録申請(以下「登録申請」という。)要請書(別記様式第1号)に棚田等保全活動協定(以下「集落協定」という。)書を添付して、保全活動を行う年度(以下「活動年度」という。)の前年度の1月末日までに、市町村長に登録申請の要請を行うものとする。

なお、集落協定書には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ・組織の代表者
- ・組織の構成員
- ・組織の運営
- ・組織の保全活動に係る棚田等の位置・範囲及び権利関係
- ・市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等(以下「方針等」という。)に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と棚田等の適切な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項
- ・活動年度(5年間)ごとの活動計画
- ・棚田等保全活動に関する集落組織の責務及び市町村の協力等を定めた協定書

イ 市町村長は、方針等との整合性を確認の上、登録申請書(別記様式第2号)に概要表(別紙1及び1-1)及び棚田等保全活動計画書ならびに管内の棚田等保全エリアマップを添付して、活動年度の前年度の2月末日までに、所管の地域振興局等の農村整備課長(以下「課長」という。)に登録申請を行うものとする。

ウ 課長は、登録申請を受けた場合、提出のあった集落協定等の内容を審査し、適当と認めたものについて、農村振興課長に進達する。

エ 棚田等保全地域の登録(登録の有効期限は5年間とする)を受けた集落組織は、活動年度の前年度3月末日までに、棚田等保全活動協賛要請書(別記様式第4号)に活動年度の棚田等保全活動企画書を添付して、市町村に要請を行う。

オ 要請を受けた市町村は、棚田等保全活動企画書等の内容を審査し、適当と認めたものについて、所管の課長に協賛事業実施の要請(別記様式第5号)を行う。

カ 課長は、要請のあった事業内容を審査し、適当と認めたものについて、農村振興課長に進達する。

(2) 事業採択申請(再登録)

ア 新規登録した5年間の保全活動期間完了後も再度継続して棚田等保全活動を実施する集落組織は、棚田等保全地域再登録申請(以下「再登録申請」という。)要請書(別記様式第1-1号)に棚田等保全活動協定(以下「集落協定」という。)書を添付して、保全活動を行う年度(以下「活動年度」という。)の前年度の1月末日までに、市町村長に登録申請の要請を行うものとする。

なお、集落協定書には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ・組織の代表者
- ・組織の構成員
- ・組織の運営
- ・組織の保全活動に係る棚田等の位置・範囲及び権利関係
- ・市町村の定めた農地等の保全・利活用の促進のための方針等(以下「方針等」という。)に沿って、一定期間にわたり耕作放棄地の解消・防止と棚田等の適切な保全・利活用のために行う活動内容に関する事項
- ・活動年度の活動計画
- ・棚田等保全活動に関する集落組織の責務及び市町村の協力等を定めた協定書

イ 市町村長は、方針等との整合性を確認の上、再登録申請書(別記様式第2-1号)に概要表(別紙1及び1-1)及び棚田等保全活動計画書ならびに管内の棚田等保全エリアマップを添付して、活動年度の前年度の2月末日までに、所管の地域振興局等の農村整備課長(以下「課長」という。)に登録申請を行うものとする。

ウ 課長は、登録申請を受けた場合、提出のあった集落協定等の内容を審査し、適当と認めたものについて、農村振興課長に進達する。

エ 棚田等保全地域の再登録(再登録の有効期限は1年間とする。再登録後も継続して支援を受けたい場合は毎年度再登録申請を行う)を受けた集落組織は、活動年度の前年度3月末日までに、棚田等保全活動協賛要請書(別記様式第4号)に活動年度の棚田等保全活動企画書を添付して、市町村に要請を行う。

オ 要請を受けた市町村は、棚田等保全活動企画書等の内容を審査し、適当と認めたものについて、所管の課長に協賛事業実施の要請(別記様式第5号)を行う。

カ 課長は、要請のあった事業内容を審査し、適当と認めたものについて、農村振興課長に進達する。

(3) 事業採択通知

ア 県は、登録申請を受けた場合、提出のあった集落協定書等の内容を審査し、

その内容が、持続的な農地等の保全・利活用に資するものであり、当該集落組織がこれを適正に実施することが可能と認められる場合にはこれを登録し、棚田等保全地域登録通知書(別記様式第3号)により市町村長に通知するものとする。

また、登録の通知を受けた市町村長は、当該集落組織に対し、登録の決定を通知するものとする。

イ 県は、登録を受けた集落組織から協賛の要請があった場合は、活動年度の棚田等保全活動の具体的な内容を確認の上、協賛して実施することが可能と認められる場合、市町村長に対し棚田等保全活動協賛決定通知(別記様式第6号)により通知するものとする。

また、協賛決定通知を受けた市町村長は、該当集落組織に対し、協賛の決定を通知するものとする。

第7 推進体制

県は、棚田等保全活動の効果的な推進に努めるものとし、棚田等保全協議会かごしま及び当該土地改良区等との連携を図るものとする。

また、本事業を円滑に推進するため、関係各機関は、協力して指導・支援にあたる。

第8 その他

中山間地域等直接支払制度(以下「直接支払」という。)の指定を受けている地域で棚田等保全活動を実施する場合は、直接支払の共同取組活動と重複しないよう特に注意すること。

附則

- 1 このガイドラインは、平成13年5月10日から施行する。
- 2 このガイドラインは、平成21年1月 5日に改正する。
- 3 このガイドラインは、平成25年4月 1日に改正する。

別表1

棚田等保全活動の事業種類及び事業内容等

事業名	事業内容	活動内容
棚田等保全活動協賛事業	集落協定を締結し、棚田等保全地域に登録されている集落組織において行う棚田等保全活動を県と協賛して実施する。 なお、棚田等保全活動の内容は、右記の活動から1つ以上選択して実施する。	<ul style="list-style-type: none">・棚田等オーナー活動・都市住民ボランティア体験活動・子ども農村体験活動・市民農園・体験農園活動・耕作放棄地等利活用活動・その他の棚田等保全活動

別表2

棚田等保全活動の助成額及び助成期間等

事業名	助成額	助成期間	助成対象経費
棚田等保全活動協賛事業 (新規登録地区)	1地区300千円を上限とする。	単年度毎で5年間	<ul style="list-style-type: none"> ・旅 費 ・賃 金 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他必要と認められるもの
棚田等保全活動協賛事業 (再登録地区)	1地区200千円を上限とする。	単年度で1年間 ※再登録地区については、新規地区及び継続地区を優先に考慮の上、基金の運用益の範囲内で助成するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・旅 費 ・賃 金 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他必要と認められるもの